

「広陵町第8期障がい福祉計画」及び「広陵町第4期障がい児福祉計画」
策定業務委託事業 仕様書

1 業務名

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務

2 業務の目的

本業務は障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を策定するため、国が定める基本指針に基づき、計画策定業務を行うことを目的とする。

3 事業場所

広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」社会福祉課

4 業務の期間

契約締結日～令和9年3月31日

ただし、計画書等の納品期限は令和9年3月23日まで

5 業務の内容

(1) アンケート調査業務（対象者1,000件予定、回収率60%を予想）

A 調査票（案）の作成、協議会の意見に即した修正

B 調査票・発送用封筒（角2）・返信用封筒（長3）の作成、印刷

C 発送用封筒の封入、封滅、宛名シールの貼付、発送作業

D 調査票の回収・集計・分析

E アンケート結果報告書の作成

① 宛名シールは、町が対象者を抽出・作成し、受託者に納品するが、宛名シール用紙代は委託費に含まれ、受託者が準備すること。

② 発送・回収に係る郵送費は受託者が負担する。（発送先の10%程度は区外を想定）

③ 発送時期は令和8年9月、回収期限は10月を予定。

(2) アンケート調査結果及び各種データの分析による、課題を整理

(3) 現状の課題を解決するための施策に関する提案

(4) 障がい福祉サービス種類毎の見込量の算出、見込量確保のための方針の検討

(5) 計画書案の作成及び協議会等の意見に即した修正

(6) 広陵町障がい者施策推進協議会や市内ワーキンググループや各課へのヒヤリング等における計画策定に関する議事についての支援及び議事録の作成（協議会について、令和8年度は4回から5回を予定。）

(7) パブリックコメントの実施支援および計画書案への意見反映

(8) 計画書及び計画書概要版の印刷用データの納品

6 基本条件

- (1) 本町の实情に即した計画を提案できること。
- (2) 国が定める基本指針に準じ、必要な項目及び数値目標が定められること。
- (3) 今後、順次示される国・県等の方針及び近隣市町村の動向を的確に把握し、計画に反映すること。
- (4) 本町担当部局との連携・協議を密にし、適宜進捗状況を報告できること。
- (5) 本業務の執行に関して、電話及び来庁によるサポート体制が可能なこと。

7 成果品

- (1) 広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画
 - A 計画書印刷用データ (A4判・60頁程度・単色刷)
 - B 概要版印刷用データ (A4判・8頁程度・4色刷)
 - C 上記のホームページ掲載用データ (PDFファイル形式)
 - D その他関係資料一式 (電子データ一式を含む)
- (2) アンケート調査結果報告書
 - A 報告書データ (A4判)
 - B 上記のホームページ掲載用データ (PDFファイル形式)
 - C その他関係資料一式 (電子データ一式を含む)

8 その他

- (1) 個人情報の取り扱いについては、「広陵町個人情報保護条例 (平成17年3月広陵町条例第5号) を遵守すること。
- (2) 成果品その他、当該業務にかかる著作物及び著作権等の一切の権利については、すべて広陵町に帰属するものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経緯は受託者の負担とする。